

観光プロモーション情報誌制作業務委託仕様書

1. 件名

観光プロモーション情報誌制作業務委託

2. 目的

印西市の魅力を総合的に発信する情報誌制作を目的とする。

3. 想定する利用用途

イベントでの配布、ショッピングモールや駅に常設しての配布、転入市民への市内ガイドブックとして配布、アンテナショップへの出展、希望者への郵送、等を想定する。

4. 委託期間

契約日の翌日 ～ 令和7年2月28日

5. 業務内容

委託する業務は以下の通りとする。

① 企画

ページ構成や紹介物件について検討を行い、ページごとに企画案（ラフ）を作成すること。企画の検討については、印西市の確認・承認を受けること。

② 取材・撮影

企画確定後、必ず紹介物件への取材申し込みを行ったうえで、取材・撮影・資料収集・現地調査を行うこと。

③ 編集・デザイン・レイアウト

取材・撮影・資料収集・現地調査により得られた情報をもとに、各ページの原稿の作成・デザイン・レイアウトを行うこと。

④ 校正

原稿作成と同時に記事一覧表を作成し、原則民間スポットは受注者が、公的スポットは発注者が校正を担当し、校了となるまで繰り返すこと。

⑤ 印刷・製本

印刷・製本を行うこと。

6. 成果物仕様

納品する成果物は以下のとおりとする。

① 観光プロモーション情報誌

AB版 28ページ 30,000部 フルカラー 中綴じ製本 横開き

② 電子データ

ホームページ上で公開するための、観光プロモーション情報誌のPDF形式版

③ 記事一覧表及び写真の電子データ

観光プロモーション情報誌に掲載されている記事をエクセル表にまとめた一覧表及び写真の電子データ

7. その他

その他の事項は以下に定めるほか、作業中疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項は、市と協議の上作業を進めること。

① 著作権

本業務における成果物の著作権及び二次著作物の著作権は、市に帰属するものとする。市は、成果物を市のホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。また、これら成果物を、市の承認を得ずに公表してはならない。ただし、成果物のうち、受託者またはその他の者が契約以前より保有している内容に関する著作権を含む所有権は、受託者またはその他の者に帰属するものとする。

② 再委託

受託者は、本業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせることができる。

③ 紙面への広告掲載について

紙面に広告は掲載しないこととし、掲載店舗等に広告料は要求しないものとする。